

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年5月10日(水)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

21番 太田忠治 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について  
2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
5件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について  
1件

議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
(案)について (別冊)

議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ  
いて (別冊)

議案第7号 平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について  
(別冊)

報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
	(2) 利用権の中途解約に係る通知について	1件
その他		

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3名  
市産業振興課職員 2名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成29年5月農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日は、太田会長が欠席のため、菱木会長職務代理から御挨拶をお願いいたします。

### 菱木会長職務代理

委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 議長につきましては、匝瑳市農業委員会会議規則により、会長が務めることとなっておりますが、会長欠席のため農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、以降の議事進行は菱木会長職務代理にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、19熱田幸子委員、20番川口京子委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局        それでは、議案第1号の番号1番から6番までと8番は所有権移転に関する件、番号7番は使用貸借権の決定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から8番までを議案書を基に朗読】

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長        ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 1 番        番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており保有する労働力からみても問題ないと思われま

9 番        番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

1 2 番        番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており保有する労働力からみても問題ないと思われま

2 0 番        番号4番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

4 番        番号5番と6番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るものです。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われま

1 9 番        番号7番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議 長        ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長        議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号、番号1番から2番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、畑計521㎡に店舗1棟用地として計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、畑計70.91㎡に駐車場及び進入路用地として計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番については申請地に店舗を建築し、番号2番は番号1番の店舗に付帯する駐車場及び進入路としようと計画するものです。いずれの申請地も農地区分は第3種農地相当と思われ、転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申

請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番から3番は、同一の譲受人です。店舗用地として、田と畑計1,343㎡を借り受け、その他農地以外の土地計1,622.88㎡と併せた2,965.88㎡の区域により計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として、畑558㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、駐車場用地として、畑382㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

27番 番号1番から3番について、申請地を店舗用地として計画するものです。農地区分についても第3種農地相当と思われ、転用目的に問題ないと思います。

番号4番について、申請人家族は現在妻の実家に妻の両親、妹と住んでいます。今回、申請者家族で生活するための専用住宅を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 番号5番について、申請者は申請地の近隣で自動車解体業を営んでいますが、既存施設が手狭となったため事業用の駐車場を計画するものです。申請地は第1種農地相当で例外事項に該当すると思われ、転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。  
あっせん申出番号1番については、畑2筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、14番山崎幸治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、14番山崎幸治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第5号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第6号「平成29年度の目標及びその達成に向

けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、去る5月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

#### 【農地銀行会長からの報告】

2 番 本件につきましては、去る5月8日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成29年4月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第1次農用地利用集積計画案を審議いたしました。計画案の内容につきましては、利用権設定関係23件、対象面積合計117,985㎡、所有権移転関係7件、対象面積合計31,971㎡でございます。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本議案には、大木一夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に第1の利用権設定関係の番号14番を議題とします。大木一夫委員は退席をお願いします。



(大木委員退席)

議 長 大木委員が退席しましたので、第1の利用権設定関係の番号14番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第1の利用権設定関係の番号14番の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号14番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(大木委員着席)

議 長 大木一夫委員が着席されましたので、引き続き議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第1の利用権設定関係の番号14番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第1の利用権設定関係の番号14番の農用地利用集積計画を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号14番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号14番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長

特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)について	(別冊)
議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ いて	(別冊)
議案第7号 平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
(2) 利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年5月10日の匝瑳市農業委員会の定例総会  
を閉会いたします。